

平成 21 年 9 月 16 日

外務事務次官 藪中三十二殿

いわゆる「密約」問題に関する調査命令について

外交は国民の理解と信頼なくして成り立たない。しかるに、いわゆる「密約」の問題は、外交に対する国民の不信感を高めている。今回の政権交代を機に、「密約」をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現する必要がある。

そこで、国家行政組織法第 10 条及び第 14 条第 2 項に基づく大臣命令により、下記 4 点の「密約」について、外務省内に存在する原資料を調査し、本年 11 月末を目処に、その調査結果を報告することを求める。

なお、作業の進捗状況は随時報告し、必要に応じて指示を仰ぐよう併せて求める。

- 一 1960 年 1 月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する「密約」
- 二 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」
- 三 1972 年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」
- 四 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」

外務大臣 岡田 克也